



# 島根県報

平成20年12月26日（金）

号外 第 166 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

（ 審 査 課 ） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第85号）

## 1 規則の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する使用料等から政治資金規正法関係手数料を除くこととした。（別表第1関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成21年1月1日から施行することとした。

---

**規 則**

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第85号**

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第1号中「手数料（」の次に「同条例」を、「並びに」の次に「同条例」を加え、「及び別表」を「、同表」に改め、「認定手数料」の次に「及び同表67の項に規定する政治資金規正法関係手数料」を加え、同項第29号中「手数料（」の次に「同条例」を加える。

**附 則**

この規則は、平成21年1月1日から施行する。